



## 大阪府地域づくり団体協議会及び地域づくり 団体全国協議会の活動内容について

### 質 問

地域づくり団体の活動をサポートする各協議会の活動内容について教えてください。

### 回 答

#### 1. はじめに

大阪府地域づくり団体協議会（以下、「大阪府協議会」という。）は、会員相互の連携により、地域づくりのための活動・研修等を行う民間団体（以下、「地域づくり団体」という。）への情報提供を行うとともに、地域づくり団体相互の交流を推進し、もって民間による自主的・主体的な地域づくりの取組を推進することを目的として、平成6年9月に設立されました。

大阪府協議会独自の活動は、研修交流事業としての講演会、及び情報提供事業としての会報紙「ちいきづくり・ねっとわあく」の発行などがあります。なお、入会費、年会費等は無料です。

大阪府協議会に登録するには、次の書類をもって申請する必要があります。

- ・入会申込書
- ・市町村の推薦状
- ・その他活動目的及び内容を示す書類

#### 2. 地域づくり全国協議会について

地域づくり団体全国協議会（以下、「全国協議会」という。）は、自主的・主体的な地域づくりのための活動、研修等を行う地域づくり団体相互の情報交換等を促進することを目的として、平成6年5月に設立されました。

全国協議会の行う地域づくり支援事業は、次のとおりです。

- 1 研修交流事業
- 2 地域づくり団体等活動支援事業

#### 3 情報提供事業

##### (1) 研修交流事業

全国協議会は、地域づくり団体関係者等に対する全国レベルの研修及び相互の情報交換等のため、毎年1回、地域づくり団体全国研修交流会（以下、「全国研修交流会」という。）を開催しています。平成21年度は、平成22年2月5・6日に佐賀県で開催されました。

全国研修交流会は、初日の全体会后、各分科会に分かれて各地の活動を視察し、日頃の取組や地域づくりへの思いなどを意見交換します。全国各地で地域づくりに取り組んでおられる仲間から「地域づくりの知恵」を獲得するとともに、率直な意見交換により「地域づくりにかける情熱」を高めることができる、有意義な研修会となっています。

大阪府協議会に登録している地域づくり団体には開催案内があり、大阪府協議会で参加者のとりまとめを行います。ご関心のある方には是非参加していただき、全国の地域づくり団体の皆さんと交流を深め、自分たちの地域づくりの参考にしていただければと思います。

##### (2) 地域づくり団体等活動支援事業

地域づくり団体及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくり活動を支援するため、地域づくり団体等活動支援事業が行われています。助成対象事業は、以下の二つです。

- ・講師等派遣事業
- ・地域づくり活動支援事業

##### ①講師等派遣事業

登録団体及び都道府県協議会が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招へいして開催

する研修会等の事業（多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの）。

講師等派遣事業は、自主的・主体的な地域づくりを支援対象とすることから、行政機関が主導して行う事業や、どのように地域づくりに貢献するのか不明確な事業は助成対象となりません。

## ②地域づくり活動支援事業

地域づくり団体が行う自主的・主体的な地域づくり活動（広報誌やホームページの作成やレベルアップ、その他団体の運営等）に関し、アドバイザーの指導・助言を受ける事業。

申請ができる助成対象団体は、全国協議会に登録している地域づくり団体か、都道府県協議会です。ただし、地域づくり団体においては、申請を行おうとする年の前年度において「地域づくり団体等活動支援事業」の助成を受けた団体及び全国協議会に登録後2ヶ月未満の団体は申請することができません。

助成対象経費は、助成対象団体が助成対象事業を実施するために要する経費で、謝金と旅費です。謝金は、地域づくり団体等活動支援事業実施要綱に定められている金額の範囲内で実際に事業に要する額で、10万円が限度です。旅費は、実際に事業に要する交通費及び宿泊費と、全国協議会規定に基づき「財団法人地域活性化センター旅費規程」を準用して算出した交通費及び宿泊費とのいずれか小さい額で、10万円が限度です。助成金額の上限は謝金及び旅費を合わせて20万円となっています。

助成金の交付申請は、当該年度の1月31日まで通年で受け付けていますが、助成金の累計額が地域づくり団体等活動支援事業の予算額に達し次第、受付は終了となります。

助成金を受けようとする助成対象団体の代表は、全国協議会会長に、事業実施の2ヶ月前までに、助成金交付申請書に収支予算書及びその他参考となる資料を添付の上、都道府県協議会を通じて、提出します。

これから大阪府協議会に登録しようとする地域づくり団体が、地域づくり団体等活動支援事業を申請しようとするときは、大阪府協議会及び全国協議会への登録完了後、事業実施まで4ヶ月以上余裕がなければなりませんので、注意が必要です。

提出された助成金交付申請書は全国協議会で審査され、助成の可否及び助成金の額が決定されます。審査結果については、都道府県協議会を通じて通知されます。

助成対象団体の代表は、助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、事業完了の1ヵ月後、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に収支決算書、当日の配布資料、記録写真等を添付の上、都道府県協議会を経由して、全国協議会会長に提出しなければなりません。

また、助成対象団体の代表は、助成金の交付を受けるために、この実績報告書と合わせて、助成金交付請求書及び領収書の写しを、都道府県協議会を経由して、全国協議会会長に提出しなければなりません。

全国協議会会長は、実績報告書及び添付書類、助成金交付請求書並びに領収書の写しを受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、交付します。

なお、助成を受けた次の年度については、当該支援事業の活用ができませんので、ご注意ください。

## (3) 情報提供事業

全国協議会では、全国の地域づくり団体の基盤の強化や地域づくりの推進を図るため、登録された地域づくり団体に対し、定期的に情報提供を行い、地域づくり活動をサポートしています。

全国研修交流会の研修の成果を今後の地域づくり活動に活かすために、全国研修交流会の報告書が地域づくり団体に配布されます。

また、地域づくり団体の活動や都道府県協議会等の施策の質的向上に資するため、参考となる図書を作成し、配布しています。平成20年度は地域づくり団体の先駆的・特徴的な取組を行っている事例、平成20年度に実施したコーディネーター研

修会の内容をとりまとめた「地域づくり団体運営事例集」が発行・配布されました。

さらに、財団法人地域活性化センターが毎月発行している情報誌「地域づくり」を増刷し、配布しています。

全国協議会へ登録するには、まず大阪府協議会に登録します。大阪府協議会に登録すると、全国協議会へも自動的に登録され、事務局が行う研修会への参加・活動助成・情報提供などが利用できます。

なお、全国協議会への登録については、登録料、会費などは無料です。

### 3. おわりに

近年、地方公共団体の厳しい財政状況等を背景として、行政のみによる公共サービスの提供は困難な状況となってきています。また、地域課題の多様化によって、地域にはますます柔軟な対応が求められています。また、地域主権の推進が喫緊の課題とされているなかで、全国各地の地域づくり団体は、新しい公共の担い手として、ますます重要性が高まっています。

大阪府協議会は、行政や、その他団体の行う事業を待つという受身の姿勢ではなく、自らのまちを自らでつくりあげる、そんな意欲のある地域づくり団体の加盟をお待ちしております。まずは、市町村の地域づくり担当部局へご相談ください。

また、住民に最も身近な基礎自治体である市町村においては、周りで積極的に活動されている地域づくり団体がいらっしゃれば、ぜひ大阪府協議会への参加をご案内いただきますよう、よろしく申し上げます。

(大阪府総務部市町村課振興・合併グループ)